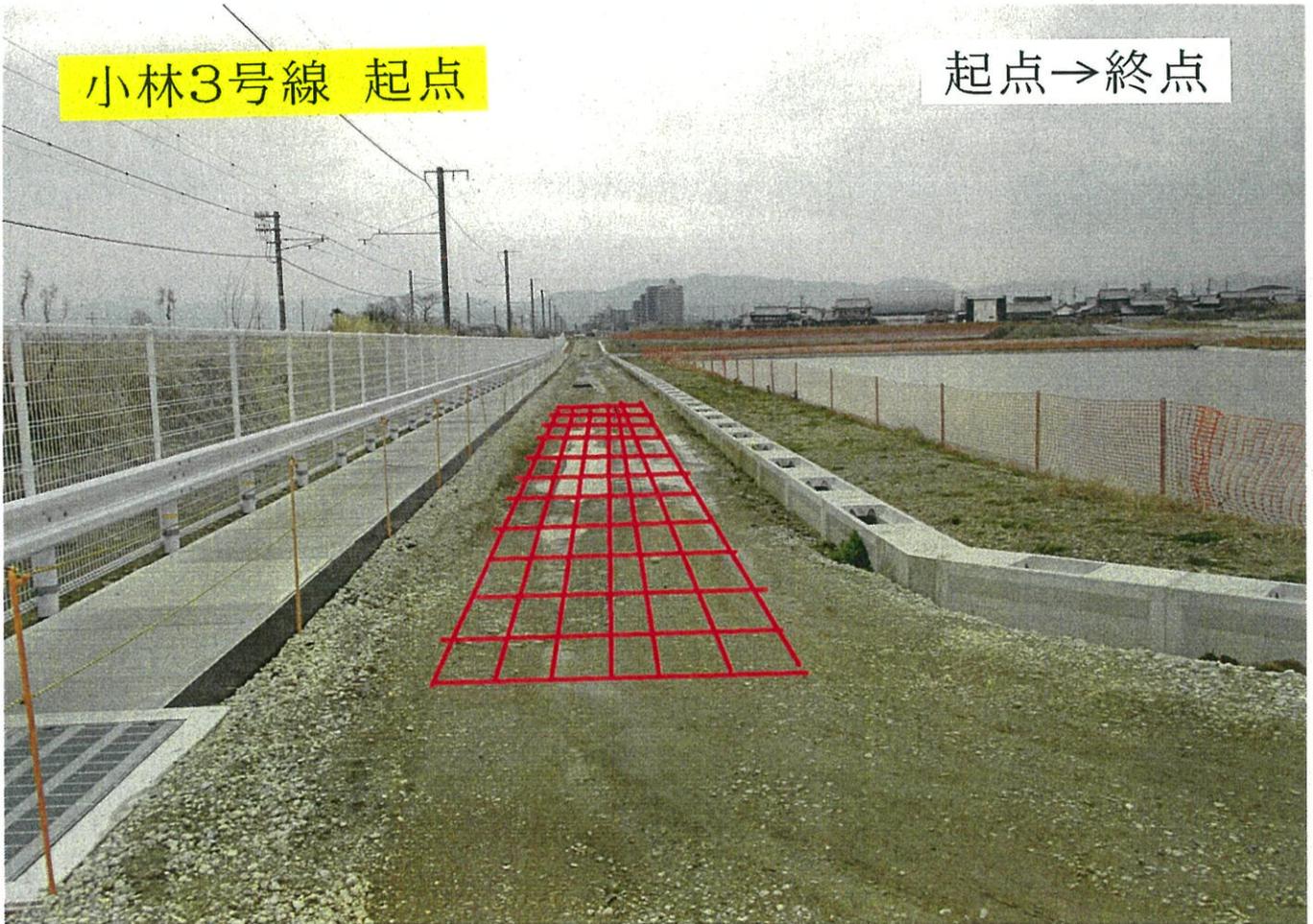


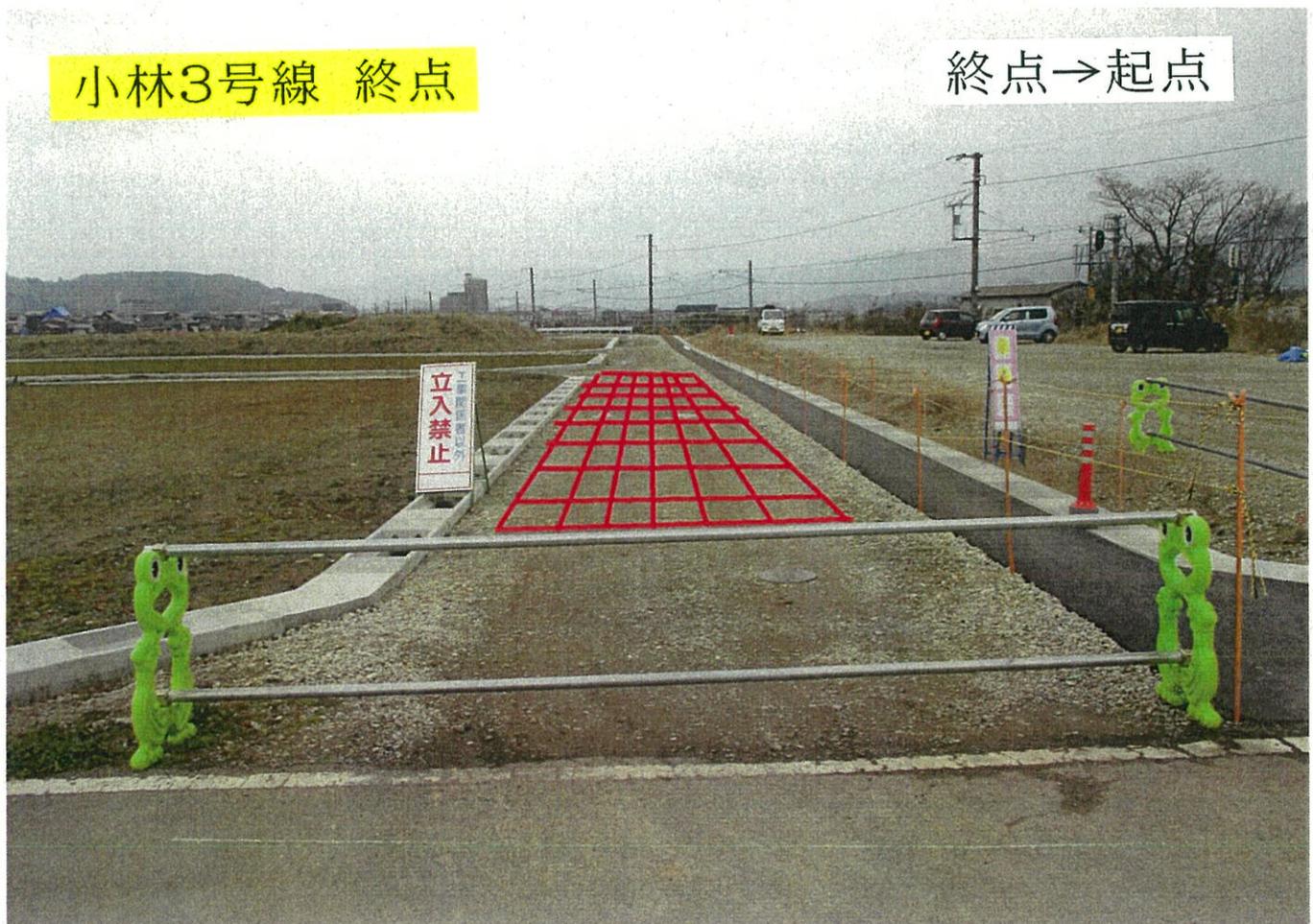
小林3号線 起点

起点→終点



小林3号線 終点

終点→起点



位置図



篠町篠上西裏

上西裏

上西裏

今回認定路線
18313 上西裏2号線
延長 34.56m

上又上西裏線

李殿林

上西裏

餃子の王将様店

起点 ●
終点 →

※道路形状については平面図参照



上西裏2号線 起点

起点→終点



上西裏2号線 終点

終点→起点



位置図



古大道線

篠町篠上中筋

上中筋

今回認定路線
18314 上中筋1号線
延長 31.41m

篠町篠

上中筋

起点 ●
終点 →
※道路形状については平面図参照





位置図



篠町 馬堀駅前2丁目

篠町見晴1丁目

篠町 見晴1丁目
第六見晴公園

今回廃止路線
18046 見晴1号線
延長 52.40m

見晴32号線

山本見晴線

起点 ●
終点 →
※道路形状については平面図参照



位置図

起点変更前

曾我部町重利

府道東掛小林線

曾我部町南条

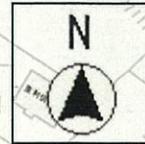
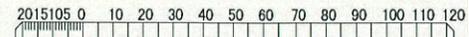
既認定路線(変更前)
 04021 北裏竹先代線
 延長 673.72m

起点(変更前) ●

終 点 →

※道路形状については平面図参照

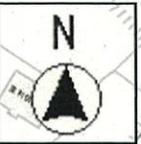
縮尺 1 : 2500



位置図

起点変更後

曾我部町重利



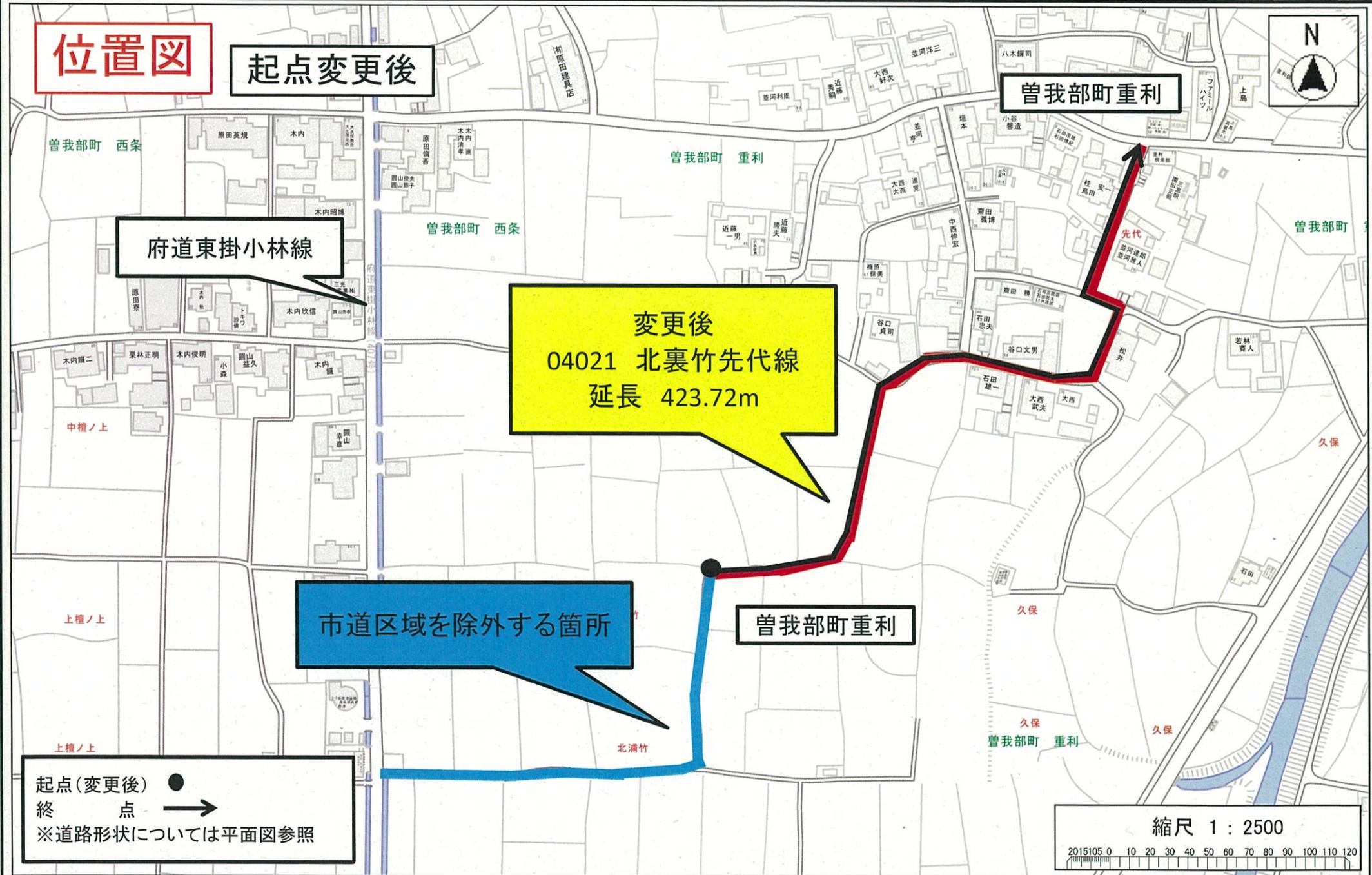
府道東掛小林線

変更後
04021 北裏竹先代線
延長 423.72m

市道区域を除外する箇所

曾我部町重利

起点(変更後) ●
終 点 →
※道路形状については平面図参照



北裏竹先代線 起点(変更前)

起点(変更前)→終点



北裏竹先代線 起点(変更後)

起点(変更後)→終点



北裏竹先代線 終点

終点→起点





件名 市街化調整区域における運送事業者に対する開発許可の是正措置に関する要望

要望の要旨 市街化調整区域における運送業の開発許可対象は限定されています。馬路町に新たに営業を始めた事業者に対して行った京都府の開発許可は不適切です。その事務を引き継いだ亀岡市において、営業停止、使用停止など積極的かつ効果的な是正措置を行うため、執行部に働きかけられますよう要望いたします。

要望の理由

- 1 市街化調整区域で運送業の開発許可が可能なケースは、市街化調整区域の立地基準第4号の「農林水産物の処理等に必要な施設」に該当する場合と、京都府開発審査会付議基準の18「特定流通業務施設」だけです。後者の施設は、物流総合化計画に記載されたものだけです。例えば、インター・チェンジ周辺の大規模なものです。

馬路町の運送事業者は、農林水産物の処理等に必要な施設として許可したことが適切であったのでしょうか。許可時点でどうあったのでしょうか。許可後の実態はどうなったのでしょうか。

開発許可権限の委譲を受けている亀岡市は、どう対応しているのか見えません。あいまいなままにしておくと乱開発につながります。

- 2 開発許可申請書・開発許可の伺書から判断できる事項で、次の内容は極めて不適切です。

- (1) 農林水産物の処理等に必要な施設としての判断基準は、「当該市街化調整区域における生産物を主として対象とする。」とされています。しかし、取扱品目内訳表を見ると、JA兵庫・JA滋賀の玄米・大麦が160トンと全運送料の半分以上です。これでは当該市街化調整区域の農産物が「主として」とは説明できません。

しかも、玄米は、大部分がカントリーエレベーターや農家組合などの精米場等に運び込まれます。

- (2) 集荷はJA扱いとされていますが、JAから確認の書類さえありません。

(3) 集出荷合わせて、年間取扱量は300トンだけです。250日稼働としても1日1トン余りで、軽トラックで十分運べる量です。

(4) 当該事業者のHPでは、従業員46名（事務所は亀岡のみ）、車両46台、業務内容として「近畿圏・中京方面の貸し切り運送を行っております。2トン車は京都府下の小口運送の配送をメインとしております。」と記載されています。これらからもわかるように「農林水産物の処理等に必要な施設」ではないことは明確です。

(5) このような申請書に基づき許可をした京都府にも問題はありますが、それに何ら条件を付けず、引き継いだ亀岡市の判断の甘さに呆れます。

(6) 現時点では、行政が立ち入り調査を行い、実態把握を行うべきと考えます。

そのうえで、訴訟、行政代執行を見据えた強力な是正指導が不可欠です。議会としても、独自調査の上、執行部に対して経緯、今後の対策などについて、調査、審査をお願いします。

地元にとっては養豚場より環境面ではましでしょうが、そのような問題ではありません。

上記のとおり要望書を提出します。

2019年2月25日

亀岡市議会議長 様

要望者

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治



件 名 事務処理の適正化についての要望

要望の要旨 亀岡市のいくつかの事業・事務について、情報公開請求を行った結果、地方自治法、都市計画法など関係法令に違反し、または違法性が強い処理がされていると推定されました。

決裁権者、監査委員、議会のチェックなどが不十分と思われます。至急改善されますように執行部などに対して、調査審査、指摘をお願いします。

要望の理由

事務処理等の書類の情報公開請求を行った結果、また、処理状況を聴取し、調査した結果、関係法令に違反し、または違法性が強いと推定される事例は、次のとおりです。

1 京都・亀岡保津川公園は都市公園予定地です。予定地も都市公園法の占用などの規定が適用されますので、電柱等の占用許可が不可欠ですが、されていないと聞いております。

米作、収穫などは地元へ委託されていますが、お米代は差し引かれています。これは、地方自治法第210条に定める総計予算主義に違反します。地方公務員にとっては常識レベルの条項です。

いまだに、利用計画が見えません。都市公園事業補助金が充てられていますが返還請求を受けないでしょうか。

2 市民の森長尾山は亀岡市の財産です。元市長の失政の結果ですが、管理方式については地方自治法上の整理がされていません。

市民が利用できる施設ならば、公の施設として条例制定をするのが鉄則です。今の状態ならば管理責任が曖昧です。市幹部職員は、「府にもある。」と弁解するが、悪例は参考すべきではないです。

3 情報公開制度の運用

情報公開制度は、どのような文書が存在するのか事前に市民に分かるようにしないと現実的な機能を発揮することができません。亀岡市にはそのようなシステムがありません。

実態は、情報公開請求者が市役所に赴き、請求したい文書があるかどうかを職員に質問し、それに対して当該職員が情報公開請求書にこのように書いてくださいと答えます。

したがって、職員がその文書がないというと、情報公開請求そのものができません。また、情報公開するためには市役所に二度赴かなければならないことになります。ただし、担当課によっては、その場で閲覧し、情報公開請求書を提出することができます。

このようなシステムである限り、そもそもどのような文書が存在するのか想像できる必要があります。現実には公務員経験者でない限りそのような想像は困難です。そもそも情報公開制度としては、欠陥ですし、市民目線のないシステムです。

運用については、考えられないことが生じています。

例えば、京都府職員が作成した開発許可に関する公文書（亀岡市が権限移譲を受けたため、市が管理している。）について、公務員の印影が公開されました。疑問に思い市の担当職員に確認しますと、「公務員の職務遂行の内容に係る部分」であり、公開すべきとの回答でした。また、京都府の情報公開担当にも確認したとの回答でした。

公務員の氏名ならもちろん公開すべきですが、印影を公開するのは極めて疑問です。京都府の情報公開担当は、「印影を公開するようになったのは情報公開審査会の指示」であるとの回答でした。「印影はスキャンすれば複製される。」ことを指摘すると、「再検討する。」との回答でした。

もちろん判例は、非公開です。

亀岡市の情報公開条例の運用を京都府に聞くことさえ地方自治をないがしろすることを理解されていません。

4 各種規程の区分について

条例事項、規則事項、市長定めなどの区分が十分考えられていません。

例えば、亀岡市立文化センター条例では、料金がすべて条例事項となっており、電気代などが時期によって固定化しています。その結果、特定時期以外は冷暖房が入れにくくなっています。

また、規則で定めた申請書様式は印鑑が示されていますので、印鑑がなけれ

ば会議室も使用できません。文化会館によっては、「シャチハタ」はだめなようです。

これでは、誰のための施設かわかりません。

5 公職選挙法の運用

この度の市議員選挙をめぐって、公職選挙法違反まがいのことが生じています。

例えば、宗教法人への寄附です。考えられないことが生じていますが、亀岡市選挙管理委員会事務局は指導もされていません。

複数の候補者の連名の葉書はどう考えるべきでしょうか。

選挙管理委員会事務局は役割を果たしていません。

6 文化資料館のあり方

文化資料館の展示方法は市民に役立ちません。例えば、古文書を展示する場合、その現代語表記は常識ですが、掲示されていません。そもそも展示の趣旨がわかっているのでしょうか。

7 現場を見ていない道路行政

例えば、北古世西川線は制限速度がないのに「ふるさとバス」を走らせています。同じく右折道路をつくために道路を掘り返す無駄をしています。縁石、段差など工夫すれば、良くなる個所も、見ていないため指摘をするまで市職員は気づきません。

上記のとおり要望書を提出します。

2019年2月25日

亀岡市議会議長 様

要望者

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治

産業建設常任委員会

京都・亀岡保津川公園について

平成31年3月11日（月）

まちづくり推進部都市整備課

◎ 亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想

「京都・亀岡保津川公園」の整備・保全のあり方

- ① アユモドキをはじめこの地に特有の動植物、生態系を保全し、水系と陸地の連続性、ネットワークを確保する。
- ② 水田を中心とした原風景(昭和30年頃の風景)を保全、再生し、子どもたちがいろいろな魚と遊べる場、風景を育んでいく。
- ③ 風土にあった植物や農作物、果樹等を育て、五感で楽しむ場とする。
- ④ ①～③と関わる営農活動の継続、地域活性化につながる様々な施策、事業と連携する。
- ⑤ この地の自然や文化に関わる調査・研究、普及・啓発、交流拠点となる施設、仕組みをつくる。

◎ 亀岡市都市公園及び京都スタジアム(仮称)の整備計画の策定にあたり考慮すべき基本方針(Ver.3.2)

広域的なアユモドキ生息環境の改善に係る取り組みについて

● 公園整備に関連する項目

- 地下水保全に係る取り組み
- 公園エリアにおけるアユモドキの生息地等保全地区などの指定に向けた取組
- 公園エリアにおける共生ゾーンのデザイン
- 公園エリアにおける水田耕作の維持継続
- ラバーダム(堰)の修繕(水位管理のしくみ作り)
- 公園エリア西側農地の保全維持
- 曾我谷川と桂川合流部上流でのワンドの整備など越冬地の保全維持・改善、桂川本流及び支川での新たな繁殖場所の創出
- アユモドキ保全に係る情報発信及び関係機関・住民協働による保全活動の推進
- 地元の協力によるラバーダム下流に取り残された産卵期のアユモドキ救出、産卵場所の維持清掃、外来魚駆除などの保全活動の実施

「京都・亀岡保津川公園」整備の基本的な考え方

◎ 公園の位置付けと目指す公園像

亀岡の人々は、亀岡盆地の氾濫原と豊富な地下水によって育まれたアユモドキ等が暮らす湿地環境を、食糧生産のための水田、洪水時に水害を防ぐための遊水機能を果たす場、また、美味しい水道水を汲み上げる水源地として利用してきました。

京都・亀岡保津川公園は、この地の原風景や自然環境を保全するとともに、「自然の恵みと人の暮らしの共生の仕組みを学び、ふれあい、体感できる公園」として整備し、保津川下り等の観光資源や周辺部で進められている「京都スタジアム」(仮称)、亀岡駅北土地区画整理事業、保津川かわまちづくり事業との相乗効果により、にぎわいの創出と交流人口の拡大を目指すものです。

◎ 公園のコンセプト

○ アユモドキ等この地特有の生物多様性の保全・再生

氾濫原の湿地環境に適応したアユモドキなどの動植物にとって必須の条件となっている、歴史的に維持されてきた水田と水路及び河川が連続する水路ネットワークの保全と改善を通じて、この地特有の生物多様性を保全・再生します。

○ 昭和30年頃の亀岡の原風景の保全・再生

亀岡の多くの農地で圃場整備事業が進められてきたなか、昔ながらの畦や水路のある「田園の原風景」を保全・再生し、憩いと安らぎの場を創出します。

○ 自然と共生するグリーン・インフラ(防災・減災、遊水機能の維持)

桂川には、一部区間の堤防高をわざと低くし、洪水時には人為的に水を氾濫させ家屋や下流域の水害を軽減するための「霞堤」があります。この地も洪水のたびに「霞堤」からの氾濫を受け遊水機能をはたしてきたところですが、地域の人々が生業としての水田耕作を続けてきたからこそ、遊水機能が維持され、豊かな自然環境が守られてきました。この地で獲れるお米を「街の安全と自然を守る遊水米」として価値を高め、水田耕作の維持に貢献します。

○ 亀岡盆地が育んだ地下水は「亀岡のおいしい水」の源

亀岡市の水道水は、亀岡盆地の豊富な地下水を利用しています。この地下水にはミネラルが豊富に含まれているため、大変「おいしい水」と評価されています。現在、亀岡市の水道水の約35%を当公園周辺の地下水を汲み上げ利用しており、そうした自然がもたらすおいしい水の貴さを学び体感できる場を創出します。

○ この地の自然や文化を学び、ふれあい、体感できる場の創出

アユモドキをはじめとする亀岡盆地特有の動植物と人の営みとのつながりに気づき、治水や利水面におけるこの地の価値を学び、ここで自然環境を保全することの重要性を知ることができる空間や機会を設けます。また、子どもたちが水や土、生き物などの自然とふれあい、自ら工夫し遊ぶ場を創出するとともに、農業体験プログラムや収穫祭等この地の産物を食するイベントの開催により、体験型の公園づくりを目指します。

◎ 構成要素

○ 水路ネットワークの保全と再生

- ・ 水田、水路、河川と連続する水路ネットワークの保全
- ・ 空石積、木柵、土水路を整備し、瀬や淵、魚の隠れ場の再生

○ 原風景の保全と再生

- ・ 水稲、保津小麦、果樹(イチジクなど)、地域特産物による農業体験
- ・ 畦や水路のハンノキ、ヒガンバナ、レンゲ畑、菜の花畑などの景観

○ 湿地帯(生物多様性の保全、遊水機能の維持)

- ・ ガマ、マコモ、クサヨシなどの植物、アユモドキ、ミナミメダカ、ドジョウなどの魚類やカトリヤンマ、コオイムシ、ヘイケボタルなどの昆虫が棲む水辺空間

○ 子どもたちが自然とふれあえる空間

- ・ どんろこ水辺、じゃぶじゃぶ池、原っぱなど子どもたちが自ら工夫して遊べる場

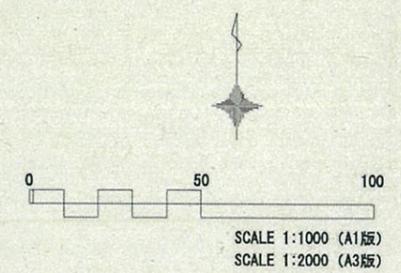
○ 園路

- ・ ナゴヤダルマガエル、マルタニシなどが見られる畦道や八つ橋(木道)などの動植物の観察スペース

○ 学び、体感できる場

- ・ 環境学習、観察調査、研究、おいしい水が味わえ、地下水温が体感できるビクターセンター
- ・ 収穫祭などのイベントを開催する小広場

「京都・亀岡保津川公園」整備計画（案）



憩いのゾーン

③公園・サービスエリア	
利用想定	子供たちが自然とふれあい、自ら工夫して遊び、水とふれあう場の創出
整備内容	どろんこ水辺、じゃぶじゃぶ池 原っぱ



ビジターセンター

この地の自然や文化に関わる環境学習、調査、研究、普及・啓発、おいしい水などを体験できる交流拠点

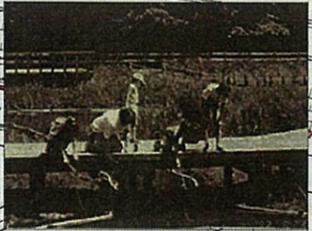
共生ゾーン

②水田保全エリア	
保全	畔木の植栽等による昭和30年頃の亀岡の原風景の保全、再生
利用想定	水稲、保津小麦、果樹(イチジクなど)、地域特産物による農業体験 ハンノキ、ヒガンバナ、レンゲ畑、菜の花畑による景観創出 収穫祭等イベント広場、収穫後の田での遊び場の創出

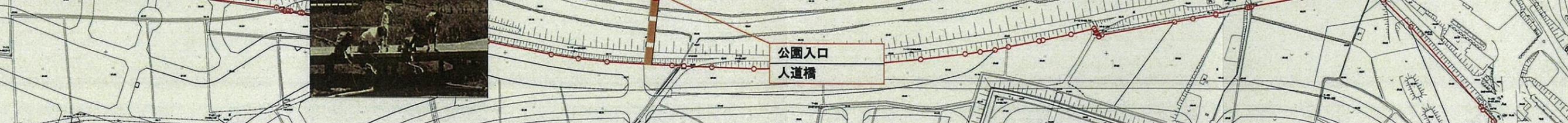
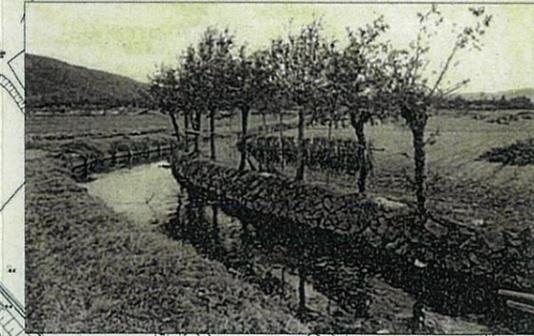


①湿地帯エリア

保全・維持	アユモドキ等この地特有の生物多様性の保全 この地が保有する遊水機能の維持
整備内容	ガマ、マコモ、クサヨシなどの植物や アユモドキ、ミナミメダカ、ドジョウなどの魚類や カトリヤンマ、コオイムシ、ヘイケボタルなどの昆虫 が住める水辺空間の創出



- ①～③のエリアをつなぐ施設
- (1) 水路ネットワーク
空石積、木橋、土水路を整備、瀬や淵、魚の隠れ場の再生
 - (2) 動線の確保（园路）
人工的な舗装を施さない散策路、畦道、八つ橋などの動植物の観察スペース



「京都・亀岡保津川公園整備計画に係るワークショップ」の概要

○第1回ワークショップ

- ・日 時 : 平成31年2月11日(月、祝) 午前9:30～11:30
- ・場 所 : 亀岡市役所 市民ホール
- ・説 明 : ①京都・亀岡保津川公園整備計画策定に係る基本的な考え方及び整備計画(案)について(亀岡市)
②グループワークについて
コーディネーター
京都大学大学院地球環境学堂 准教授 深町 加津枝
- ・グループワーク(グループ討議・発表)
 - ①この地の生き物(動植物)の種類や人との関わりと遊び
 - ②コンセプトを踏まえた整備内容に対し気づいたことなど
 - ③公園とのかかわり方について

○第2回ワークショップ

- ・日 時 : 平成31年2月24日(日) 午前9:30～11:30
- ・場 所 : 亀岡市役所 市民ホール
- ・説 明 : ①第1回ワークショップの主な意見(亀岡市)
②整備計画(案)について(亀岡市)
③グループワークについて
コーディネーター
京都大学大学院地球環境学堂 准教授 深町 加津枝
- ・グループワーク(グループ討議・発表)
 - ①公園へのアクセス道路
 - ②公園の名称
 - ③公園の管理運営

平成31年3月25日

亀岡市議会議長 齊藤 一義 様

産業建設常任委員長 小川 克己

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、亀岡市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 商工、労働、観光行政について
- (2) 農林水産行政について
- (3) 都市計画、土木行政について
- (4) 上下水道事業について
- (5) その他所管事項について

2 理 由

審査に資するため、なお引き続き調査を必要とする。

3 期 間

議員の任期満了まで